

武雄市農業委員会

平成29年6月総会議事録

平成29年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年6月5日（月）
 （開会）午前9時00分 （閉会）午前10時30分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		(欠 員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	—	○	松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎		○	岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農用地利用配分計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	5件

事務局長 それではただ今から、平成29年6月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、6番 西村元吉 委員、並びに17番 伊勢馬場一郎 委員より欠席の届け出がっております。

欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

《開会・議事録署名人指名・報告事項》

会 長 皆様方におかれましては麦刈り・田植えと大変お忙しい中に出席いただきましたことに対して有難く思っております。麦の収穫は順調に進んでおりますが、このあと空梅雨じゃないといいなという気もしております。今日は6月の田植え前ということで、審議が順調に進めていただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成29年6月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人は、8番 中村一明 委員、27番 中原 位 委員を指名いたします。

議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局 先月の総会でご審議いただき、その後進達した案件は4条が1件、5条が7件、以上8件ございましたが、すべて本日付けて県知事の許可がおります。

それと先月保留になっていた1件については、本日の議案3号3番に挙げておりますので、再度ご審議をお願いします。以上、ご報告いたします。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 はい、ありがとうございました。ではさっそく議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されております。この5件の議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号1。所有権移転。現況・登記簿ともに田、地籍は799㎡。申請事由は「経営規模拡大のため」。

2番。所有権移転。現況・登記簿ともに田、地籍は667㎡。申請事由は「経営規模拡大のため」。

3番。所有権移転。現況・登記簿ともに畑、地籍は129㎡。申請事由は

「後継者がなく今後維持管理が難しくなる。隣接耕作者に譲りたい。」

4番。所有権移転。現況・登記簿ともに田、地籍は591㎡。申請事由は「経営規模拡大のため」。

5番。所有権移転。現況：田、登記簿：畑、地籍は48㎡。申請事由は「生前贈与」。

判断基準。「取得後は全ての農地を効率的に利用する。機械・労働力・技術・通作距離等を見ても問題ない。50アールの下限面積を超えていることから、許可要件は全て満たしている。」です。ご審議をお願いします。

会 長 それでは、議案の説明が終わりましたが、この5件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 1番と2番の譲受人はどちらも〇〇〇〇さんです。田は「わのう」です。

会 長 地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が4件提出をされています。この4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 番号1番。地目は現況・登記簿ともに畑、地籍は483㎡。申請事由は「自宅隣に農業用倉庫と駐車場があったが、子どもが住宅を建設したため、申請

地に農業用倉庫と駐車場を作りたい」。農業用倉庫、駐車場、農業資材置き場、合わせて483㎡。

農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」です。

2番。現況・登記簿ともに田、地籍は383㎡。申請事由「イノシシの被害にあい耕作できなくなったため、植林した。」ヒノキを150本すでに植えられて、始末書が添付されています。農振除外許可済みです。

農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」です。

3番。現況・登記簿ともに田、地籍は525㎡。申請事由、「豪雨の時六角川が増水し、度々浸水被害にあうため、安全な申請地に住宅を建設したい。」。一般住宅、物置小屋、駐車場、その他を合わせて525㎡です。農振除外許可済みです。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、「特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地」。許可基準の該当事項は「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」です。

4番。現況・登記簿ともに畑、地籍は159㎡。申請事由「市外在住だが、実家に戻り母と祖母の老後の世話をしたい。既存住宅は狭いため、2世帯住宅を建築したい」。

今の家が建っている宅地153.28㎡を同時利用地として利用されます。一般住宅、駐車場、通路その他で312.28㎡です。

農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

会 長 はい、議案の説明が終わりました。この4件について「地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 3番の申請者は〇〇です。昨年二度ほど大雨があり、避難をしています。想像を絶するような雨だったので、そういうことでございます。

それと配置図の8ページをご覧ください。右側に用悪水路が2つございます。浄化槽の水と雨水の排出先が違います。〇〇-2は周辺の家庭排水等を専門的に流す水路です。もうひとつの〇〇-1は農業用水を流します。農業用水の中に入らないようにということで、このようになっています。

問題なのは、合併浄化槽の排出の高さです。現在、高さを現在よりコンクリートブロックで7段上げる計画になっていますが、最悪の場合はポンプアップして合併浄化槽から流されると思いますが、業者のほうには高さ関係をもう一度検討をお願いしているところです。

会 長 ほかにございませんか。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 はい、無いようですので、質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が7件提出されています。この7件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。所有権移転。現況・登記簿ともに田。地籍は1,219㎡です。

申請事由は「隣地に障害福祉施設を建設し営業している。そこに従事するものが共同生活できる施設を建設したい。就業場所と接続しているので、安全で管理も行き届きやすい」。用途は共同生活援助施設。施設の概要は、グループホーム、駐車場バス3台分、身障者用3台分、来客用5台分、屋外広場、連絡用通路、その他で、計1,219㎡。農振除外許可済みです。

農地区分は「第2種農地」。農地区分の該当事項は、「第3種農地の見込まれる区域で、農地規模が概ね10ha未満」。許可基準の該当事項は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」です。

申請番号2番。所有権移転。現況・登記簿ともに田。3,724㎡です。

申請事由は「老朽化した公民館、手狭なゲートボール場、駐車場の建設予

定地が西九州新幹線用地となった。当該地を代替地として検討し、所有者の快諾が得られたので転用申請したい」。用途は公民館およびゲートボール場・駐車場。施設の概要は、公民館、ゲートボール場、駐車場47台分、通路その他で、計3,724㎡。農振除外許可済み。

農地区分は「第1種農地」。農地区分の該当事項は、「特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地」。許可基準の該当事項は、「地域間交流を図るために設置される施設」です。

申請番号3番。先月の総会で保留になった分です。土を少し入れてあったものは戻してありますので写真でご確認下さい。また、河川法第27条の許可申請と、里道・水路・法定外公共物形状変更承認申請も済まれていますので報告します。

所有権移転。現況・登記簿ともに田。地籍は1,003㎡。申請事由は「水道施設業を営んでいて、資材・車両置き場として使用している土地の賃貸借契約が更新できなくなった。当社近くで検討していたところ、地権者の快諾が得られたので、資材置き場として転用申請をしたい」というものです。施設の概要は、資材置き場、車両5台分、重機3台分、進入路その他で、計1,003㎡となっております。農振除外許可済みです。

農地区分は「第1種農地」。農地区分の該当事項は、「特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地」。許可基準の該当事項は、「業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」です。

申請番号4番。所有権移転。現況・登記簿ともに田。地籍108㎡です。

申請事由は「息子夫婦が同居することになり、駐車スペースが足りなくなったので、申請地に新設したい。」。

施設の概要は、駐車場が3台分で、108㎡です。

農地区分は「第2種農地」。農地区分の該当事項は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」。許可基準の該当事項は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」です。

申請番号5番。所有権移転。現況・登記簿ともに畑で3筆。281㎡です。申請事由は「現在両親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、同町内である申請地に住宅を建設したい。」というものです。

一般住宅と駐車場・通路で、計281㎡となっております。

農地区分は「第3種農地」。農地区分の該当事項は、「都市計画法に規定する用途地域（第1種中高層住居地域）」。

許可基準の該当事項は、「許可し得る」です。

申請番号6番。所有権移転。現況・登記簿ともに畑。地籍は317㎡です。

申請事由は「所有している残土置き場への進入路がなく、当該地を整備して利用していた。従前より譲渡については双方合意していたが、転用の手続

きをしていなかった」。始末書を添付されています。農振除外も許可済みです。

農地区分は「第2種農地」。農地区分の該当事項は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」。許可基準の該当事項は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」です。

申請番号7番。所有権移転。現況・登記簿ともに畑。地籍が449㎡です。

申請事由は「現在借家住まいだが、子供の成長に伴って手狭になってきたので、申請地に一般住宅を建設したい」。一般住宅と駐車場3台分、通路で449㎡。農振除外許可済みです。

農地区分は「第2種農地」。農地区分の該当事項は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」。許可基準の該当事項は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」です。

以上です。ご審議をお願いします。

会 長 議案の説明が終わりました。1番および2番の案件につきましては、5月27日に調査委員会D班に調査を依頼しておりましたので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長 それでは報告いたします。平成29年5月29日午後1時30分から調査委員会をD班及び地元農業委員により、農地法第5条2件について武雄市役所3階会議室及び現地にて開催いたしました。

まず議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号1番、田「1, 219㎡」の「共同生活援助施設（グループホーム）」について、申請人及び代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

- ①「北側農地との境界はどうなるのか。」という質疑があり、「北側の農地より高くなるように2段ブロックを積みフェンスを設置します。農地の畦（あぜ）はコンクリート敷きにします」という回答がありました。
- ②「ヘリコプターでの農薬散布の件は了承しているのか。」という質疑があり、「了承しています。」という回答がありました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号2番の、田「3, 724㎡」の「〇〇区公民館、駐車場及ゲートボール場」について、申請人及び代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

- ①「区の公民館としては広いが、本当に必要なのか。」という質疑があり、
⇒「他にも候補地はあったが、土砂災害の恐れや、高压線の鉄塔の下であったため、適当ではなかった。

町のイベント等の際に駐車場が不足しており路上駐車が多数みられるという問題もあり、町の公民館と駐車場を兼用できる。また、新幹線工事の

残土処分地としての利用もできる。」という回答がありました。

- ②「信号・カーブがあり見通しが悪いのではないか。」という質疑があり、
⇒「国道からの出入り口と〇〇町公民館への出入り口とがある。見通しが悪いのには変わらないので、注意して出るように区民に呼びかける」「歩行者については、横断歩道には押ボタンがあるので安全である。」という回答がありました。
- ③「事業費は全て自己資金か。」という質疑があり、
⇒「自己資金です。補償費と積立金でまかなっている。」という回答がありました。
- ④「隣接地との境界はどうなっているのか。」という質疑があり、
⇒「全周、L型擁壁を設置します。」という回答がありました。
- ⑤「申請地は〇〇区の中心か。」という質疑があり、
⇒「中心より少し西側になります。」という回答がありました。
- ⑥「〇〇区は何戸あるのか。」という質疑があり、
⇒「225戸あり〇〇町の1/3になります。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番及び2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたのでご報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。1番2番につきましては、調査委員会の報告が終わりましたが、残りの5件について「地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、ございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 局長に尋ねます。2番の案件ですが、県の許可は出そうな感触ですか。広さが3反7畝もあります。

事務局長 今月の15日には県の常設審議委員会でこの案件についての聞き取りがあるので、説明をする予定です。事務局の考えとしては、許可が出るだろうという見込みのもとで本日の議案を出しています。

〇〇番委員 調査委員会の時に発言したように、3反7畝あるので町の公民館ならば話は分かりますが、区の公民館としては広いと思います。

〇〇番委員 公民館自体が老朽化して駐車場もないもので、農振除外の際に4か所ほど候補地を挙げました。元々候補地として予定していたところには、新幹線が

通りました。次の候補地は土砂崩れの指定地の下でした。3つ目の候補地は圃場整備をしていないところにあり、ここが良くないだろうかと言っていました。鉄塔の下で危ないのでだめということになり、現在の申請地に至ったわけです。

私も土地改良区に関わっている関係で、今〇〇番委員さんが言われたように、農業委員の仕事としてはやはり農地を守ることが、仕事としてあるわけです。やはり3反7畝は広い、もうちょっとどうにかならないかというのがあります。

しかし地区の人と検討し、私自身も地元でもありますので、町の公民館ならばというのは確かにあります。しかし公民館の駐車場が非常に狭いということがひとつ。小学校で運動会があつているときも、非常に路上駐車が多いということがあつた。

そういうことと合わせて、今、〇〇の裏、予定地のちょっと北の方になりますが、ゲートボールなどを行っている場所が非常に狭いし、急に登っていかないといけないということと、駐車場が狭いということで、高齢者の方が非常に苦慮しているということがあるので、この機会に、駐車場と合わせてゲートボール場を設けていただければ、〇〇区民だけではなく町も助かるのではなかろうかと云うことで申請がされた訳です。

〇〇番委員さんが言われるように広いことは広いです。それは間違いないです。図面で見ると現場に行ってみるのではまた趣が違ふと思います。

そういうことで、苦渋の選択の結果として、土地改良区としても許可をしたわけです。その辺をふまえて、県から問い合わせ等がありましたら、そのあたりの説明をお願いします。地元としては苦渋の選択でありますので、よろしくをお願いします。

〇〇番委員 鉄塔の下の畝数はどれくらいありますか。鉄塔の下といつても今は危険性はありません。そこと交換することはできなかったのかと思います。

19番委員 おっしゃるようにあそこが圃場整備もされていないし、元々排水も悪いので適地ではありましたが、やはり鉄塔の下は危険なので避けるべきではないかという話になりました。

会 長 私も広いと思つてはおりますが、今地元委員さんからありましたように、〇〇の裏にゲートボール場がありますが、道が狭いし急な坂になっています。ゲートボールをする方は「ゲートボールに行くときは危ない」と云っている。ゲートボール場は公民館の横にあるのが理想と地元の方が言っているの、ゲートボール場も合わせてお願いをしたいという話です。

〇〇番委員 県の許可が出ればいいですが。

会 長 許可については、除外申請の際にも県から問い合わせがあつて、「やむを得

ない」という状況の中にはあります。私が決定するわけではございませんが、一応県としては、やむを得ないとして除外をされたといういきさつもあると思います。

事務局 先日の調査委員会でご意見もありましたので、その後県にも問い合わせをしました。農振除外の件は昨年7月に議案として挙げて10月に許可が下りています。最初、1年ぐらい前に〇〇区から相談にみえた時は、県でもやはり広いのではという話でしたが、ゲートボール場を作るとか、隣にある町の公民館の駐車場が狭いという事情も分かったため、県のほうでも、理由がそういうことであればということで、転用できるという見込みが得られたので、申請をされております。

〇〇番委員 今後、地区の公民館がこのくらいの広さで申請があれば、許可をしないとイケないということですよ。県が許可をすればいいでしょう。それでもあまり広いという気持ちはある。しかし了解しました。

会 長 ほかに何かございませんか。それでは、質疑がほかに無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による7件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
議案第3号農地法第5条の規定による7件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明いたします。

まず、議案第4号、議案第5号に関係してきます、農地所有適格法人報告書について説明いたします。

農事組合法人Aからの報告となっております。農地が所有できる法人であることの要件確認のための報告となります。4要件を満たしていることが、要件となっております。

まず法人形態ですが、1ページで農事組合法人であることが確認できます。

次に、事業要件ですが、農業による売り上げが過半を占めておりますので、この要件を満たしています。

次に構成員・議決要件ですが、2ページで、農業関係者、常時従事者や農地を提供した個人がすべての構成員となっておりますので、要件を満たしています。

最後に役員要件ですが、4ページで、役員の過半が農業の常時従事者であること、さらにこの過半が作業に従事することが確認でき、この要件も満たしています。

以上、全ての要件を満たしていることが分かりましたので、農地所有適格法人として認められますので、ご報告します。

次に、農用地利用集積事業計画書（案）についてご説明します。1ページに平成29年度第3号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページに内訳を記載しています。

武雄町。	田。再設定	4件、	5筆、	9,488㎡。
橘町。	田。新規	3件、	12筆、	24,276㎡。
	再設定	12件、	21筆、	32,199㎡。
朝日町。	田。新規	2件、	5筆	7,521㎡。
	再設定	5件、	7筆、	9,860㎡。
若木町。	田。新規、	2件、	9筆	6,884㎡。
	再設定	16件、	29筆、	26,195㎡。
武内町。	田。新規、	36件、	156筆、	143,111㎡。
	再設定、	16件、	55筆、	58,909㎡。
東川登町。	田。再設定	7件、	10筆、	20,080㎡。
西川登町。	田。再設定	1件、	2筆、	4,921㎡。
山内町。	田。新規	3件、	5筆、	7,958㎡。
	再設定	6件、	13筆、	12,040㎡。
北方町。	田。再設定	3件、	18筆、	16,178㎡。
	再設定	7件、	24筆、	34,434㎡。
	畑。再設定	1件、	14筆、	3,252㎡。

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については60ページ以降に記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

会 長

はい、それではこの中で、11ページの朝日町の申請番号2、トレーニングファームの件について、農林課から補足説明をお願いします。

農林課

農林課の高木と申します。トレーニングファーム事業について説明します。

経過的な説明になりますが、5月17日に入校式がございまして、〇〇県から転入して来られた〇〇さんご夫婦が研修生として決定しました。また、残る2組も、先週、塩田町の方2組が研修生として決定しました。

事業につきましては今年で終わりではなく、今後も新しい研修生を招いて研修をしていただく予定です。新規参入組につきましては、当然農地の問題が出てきますので、その際は各農業委員に、これまで以上にご指導を賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

研修につきましては、9月からの研修に向けて、ハウスの研修施設の建設が進んでいくことになっておりますので、それまでの間は、先進農家での研修というスケジュールとなっております。

以上、報告を終わります。

会 長 はい、佐賀県農協のきゅうりのトレーニングファームについての説明でした。それでは議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんか。

〇〇番委員 トレーニングファームについてももう少し具体的に説明してください。

会 長 佐賀県農協が土地を借りて研修生を受け入れるものです。広島事例では農協がハウスを建て、そこで研修生を受け入れてほうれんそうを作るというシステムがありました。それを武雄で、きゅうりで行うというものです。研修は今後も続けておこなわれるとの事でした。

〇〇番委員 了解しました。先に進めて下さい。

会 長 よろしいですか。では、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 農用地利用配分計画（案）》

会 長 次に、議案第5号。武雄市農用地利用配分計画（案）につきまして農林課から説明をお願いします。

農林課

農林課の水町と申します。4月から中間管理事業の担当をしております。議案第5号農用地利用集積事業計画(案)についてご説明いたします。

先ほどの第4号議案でご承認いただいた利用権のうち、佐賀県農業公社が借受人として利用権設定を行っている分の配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会の意見を伺いたいと思います。

今回、中間管理事業を活用した、利用権設定の申し込みが、6町から55件、田で219筆の申し出がっております。大きく分けて、集落営農から法人化に伴うものが一つと、もう一つはJAの円滑化事業で終期を迎えたものの再設定でございます。

まず、集落営農から法人化に伴う中間管理事業の活用につきましては、資料の3ページから11ページまでの武内町の分と、15ページの山内町の分でございます。これについては借受者が3月1日に設立をされた農事組合法人Aで、こちらへの配分でございます。武内町が44件、203筆、田で192,175㎡、山内町が2件で3筆、4,221㎡です。合計46件、205筆、約19.7ヘクタールです。

その他の分については、JAの円滑化事業の終期を迎えた分の再設定です。橋町3件3筆、朝日町1件2筆、武内町2件3筆、東川登町2件3筆、西川登町1件2筆です。

以上、提案いたします。ご審議よろしく申し上げます。

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第5号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

〇〇番委員

今度〇〇が法人化になったわけですが、1反あたりの賃借料は圃場によって違うのですか。そこらへん、説明できればお願いします。

農林課

提出している配分計画表には一筆ごとの金額を記載しており、10アールあたりの単価は載せていません。法人Aに確認しましたところ、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。ただし、通常は筆の面積に単価を掛けて賃借料の設定をするのが一般的と思っておりますが、法人Aについては、畦畔を除いた本地面積で計算をされています。具体的には登記簿の面積から5%差し引いた面積に、10アールあたり〇〇〇〇円を掛けておられます。

〇〇番委員

ありがとうございました。

〇〇番委員

税金もそうなるのですか。

農林課

いいえ、税金は登記簿の面積です。今の説明は、賃借料の計算上、あぜをのけてあるということです。

〇〇番委員 法が長いところは2段払い・3段払いをしなければいけないので、本来はその分を差し引かなければならない。問題が出てこなければ良いですが。

農林課 法人Aの中で十分調整をされたうえで提案していただいていると思います。

〇〇番委員 〇〇〇〇円の水張り面積で問題ありません。みなさん納得されています。

〇〇番委員 役員の年齢はどれくらいですか。

〇〇番委員 私が69歳で、一番上ぐらいです。

〇〇番委員 そういう状況で法人化はできますか。

〇〇番委員 結構若い方もいます。

〇〇番委員 黒髪にある田について、区費等をこれまで個人に請求を行っていたのですか、法人がするようになったら請求先はどうなりますか。

〇〇番委員 それは、法人の方でしょうね。

〇〇番委員 了解しました。

〇〇番委員 法人化もいろいろ問題があるようです。〇〇区では、若い人をあてがってあるので、高齢者は働きたくても働けない。日当で払うようになっているので、高齢者はお呼びがない。そういう問題も出てきているようです。

会 長 よろしいですか。ほかに質疑が無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用配分計画（案）に対する意見につきまして、武雄市農業委員会としては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 非農地証明》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市非農地証明でございますが、

議案第6号の2番につきましては、〇〇番委員が申請人でございますので、まず2番について審議をお願いし、その後に残りの1番3番4番5番についての審議をお願いします。

それでは農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、〇〇委員さんにつきましては、2番の審議については退席をお願いします。終了後に入室をお願いします。

(〇〇番委員退席)

会 長 それでは議案6号第2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号2番。畑1筆。地籍22㎡。「昭和51年に鶏舎を建設した際、敷地の一部となる。現在、鶏舎は取り壊され、太陽光発電設備の敷地となっている。」との事です。非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号「人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上、証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合。」です。ご審議をお願いします。

会 長 議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

(質疑開始)

会 長 質疑が無いようですのでとどめます。議案第6号2番武雄市非農地証明につきましては、許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号2番武雄市非農地証明については、許可することに決しました。

それでは、番号2番の審議が終わりましたので、〇〇委員さん、入室をお願いします。

(〇〇番委員、入室・着席)

会 長 それでは議事を続けます。議案第6号武雄市非農地証明の1番、3番、4番、5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。畑2筆。地籍は合わせて55㎡。「隣地が平成7年に住宅建築を行った際、宅地の一部となってしまった。」との事です。非農地証明事務処理要領の該当事項は5号です。

申請番号3番。畑7筆と田1筆。地籍は資料の通りです。「平成4年頃農地法第5条の規定による許可を受け所有権移転を行う。事業は未着工のまま20年以上が経過して、原野化している」との事です。非農地証明事務処理要領の該当事項は、4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作ができなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」です。

申請番号4番。田1筆。51㎡。「平成9年頃植木を植え、庭園の一部とした」との事です。こちらも事務処理要領の該当事項は5号です。

申請番号5番。畑4筆。地籍をご覧ください。「みかんを耕作していたが、価格の低下で休耕し、20年以上経過。原野化している」との事です。非農地証明事務処理要領の該当事項は4号です。

以上、ご審議をお願いします。

会 長 はい、説明が終わりました。議案第6号、1番、3番、4番、5番につきまして、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

〇〇番委員 3番のところは、以前〇〇が計画された所ですかね。

事務局 そうです。

会 長 ほかにないですか。
意見も無いようですので議案第6号、1番、3番、4番、5番の質疑をとりどめます。

1番、3番、4番、5番、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号、1番、3番、4番、5番の武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

《閉会》

会 長 以上で、本日提出されました議案につきましては審議をすべて終了いたしました。これもちまして、平成29年6月の農業委員会総会を終わります。